

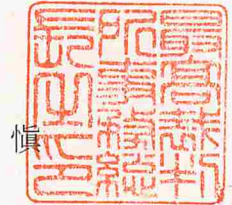
最高裁秘書第1540号

令和3年5月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

3月31日付け（4月1日受付，第030008号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
「家庭局News（Vol.67）」（片面で1枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



債務者の不動産に係る情報の取得(民事執行法第205条)の規定が、令和3年5月1日より適用されます！

(民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律附則第5条、令和2年政令第358号)

・ 債務者の不動産に係る情報の取得とは？



債務者以外の第三者である登記所に対して、債務者が所有する不動産の情報の提供を求める制度です。
(民執法205 I)

・ どんな情報が取得できるのか？

(これまでの、給与債権・預貯金債権等に関する情報に加え、)

債務者が所有権の登記名義人となっている不動産が存在するかどうかについての情報のほか、当該不動産を特定するに足る事項が提供されます。

(民執規則189)



具体的には、土地の場合には所在、地番等が、建物の場合には所在、家屋番号等に係る情報が提供されます。

情報取得手続については、手続案内のほか、調停成立の場面で案内することも考えられます。

- ・ 不動産に関する情報取得(民執法205)
- ・ 給与に関する情報取得(民執法206)
- ・ 預貯金に関する情報取得(民執法207)

※ 裁判所HPの「養育費に関する手続」もご利用ください。

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/youikuhi-tetsuzuki/index.html

また、パンフレット「調停・審判などで決まった養育費の支払を受けられない方のために」の2頁に「※2 登記所からの情報取得手続は、令和2年4月現在、申し立てることができません。」とありますが、令和3年5月1日から申立てが可能となりますので、ご注意ください。

